

令和3年6月22日開催 東京地方裁判所委員会報告

「調停制度について～医療調停・知財調停・企業の私的整理に関する特定調停～」

東京地方裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 増田 径子 (48 期)

令和3年6月22日、第53回東京地方裁判所委員会が開催されました。

1 民事部裁判官より、以下のとおり、東京地裁で取り扱う民事調停について説明がありました。

家裁の家事調停で扱う親族間紛争以外の紛争は、簡裁の民事調停で扱いますが、当事者間合意があれば、東京地裁に調停申立てができます。

東京地裁では一般民事調停の他、専門調停（知財調停・医療調停・企業の私的整理に関する特定調停）を取り扱っています。いずれも当事者間の管轄合意が前提です。

知財調停は、著作権、特許権等知的財産権をめぐる紛争について、知財部の裁判官及び知財事件の経験豊富な弁護士・弁理士等により構成される調停委員会が、助言したり見解を示したりすることにより話し合いで解決を図る手続で、令和元年10月1日、運用が開始されました。第1回期日までに当事者は主張書面・証拠等を提出し、原則3回の期日、約半年内での迅速解決を目指します。第3回期日までに調停委員会が心証開示を行うことで、当事者は自主交渉に戻ったり、訴訟に移行する等柔軟に対応できます。非公開なので企業秘密に関わる場合も紛争の存在を第三者に知られることはありません。新受件数は令和元年10月1日～令和2年9月30日の1年間で9件、令和2年10月1日～令和3年3月31日の半年間で9件でした。

医療調停は、医療事故等医療に関する紛争について、医療部の裁判官と専門家調停委員（医師）が間に入り、話し合いで解決を目指す手続です。責任を争わず、損害額が少額な事案に適しています。平成29年からの過去5年間の申立件数は年間2～3件（令和3年は3月までで4件）でした。責任が激しく争われる事案は訴訟になり、弁護士の医療ADRが整備されているため、申立件数が少ないのではないかと思います。

企業の私的整理に関する特定調停は、債務弁済

不能となるおそれのある債務者の経済的再生を図るため、事業再生を取り扱う専門部の裁判官と事業再生の経験豊富な弁護士・公認会計士等により構成される調停委員会が間に入り、債務者と相手方金融機関の間で、債務額を確定し、返済可能な弁済計画についての合意を目指します。令和2年4月1日から実施された新運用においては、原則、事業再生ADR等私的整理手続を経た企業が対象で、3期日での成立を目指し、予納金は低額化され、代表者個人も対象とすることが可能になりました。過去5年間の新受件数は平成29年から令和2年まで0件、令和3年は5月までで1件です。新運用後も件数が少ないのは、コロナ禍で、売上が激減して破産するか、逆に特別融資で当面の資金繰りがついたからではないかと思われます。

2 裁判官の説明後、質疑応答・意見交換が行われました。

地裁の特定調停は強力な紛争解決手段であり、新運用により迅速妥当な解決が期待できるのに利用が少ない理由と増やすための方策はとの質問に対し、ニーズはあるはずであるが周知されていないことが大きな理由であるから、調停利用に相応しい場合等を含め制度の周知を図りたいとの回答を得ました。

弁護士委員より、制度が新たに運用されても使われなければ意味がなく、利用を検討する弁護士への周知が必要であり、労働審判制度の導入時と同様に、地裁と弁護士会との協議の場を持ってほしいとの意見がありました。

次回は令和3年10月11日、テーマは「裁判員の選任手続について」です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

＊問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207